

令和6年度第3回印西クリーンセンター環境委員会

会議録

- 1 期 日 令和6年12月7日（土）午前10時から12時まで
2 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3 委員出欠状況

☆甲（9名中 9名出席）

1 組合事務局長	伊藤 章	6 次期施設推進室室長	国友 栄一
2 組合庶務課長	山崎 昌志	7 印西市クリーン推進課長	根本 健吾
3 印西CCC工場長	塩崎 一郎	8 白井市環境課長	鈴木 陽介
4 印西CCC業務班副主幹	岩井 一宏	9 栄町経済環境課副参事	猪瀬 泰志
5 印西CCC施設班主査	赤城 英之		

☆乙（24名中 18名出席）

1 小倉町内会	○欠席	15 小倉台ピック21自治会	不在
2 牧の木戸一丁目自治会	●出席	16 ファーストスクエア小倉台団地自治会	●出席
3 木刈三丁目町内会	●出席	17 セカンドスクエア小倉台団地自治会	不在
4 木刈四丁目自治会	●出席	18 サードスクエア小倉台団地自治会	●出席
5 木刈五丁目自治会	●出席	19 原山西町内会	不在
6 内野町内会	不在	20 木刈一丁目町内会	●出席
7 内野西団地自治会	●出席	21 ネオックス自治会	○欠席
8 内野東団地自治会	●出席	22 高花二丁目北自治会	○欠席
9 内野中央団地自治会	●出席	23 桜台4番街自治会	○欠席
10 内野南第二団地町内会	●出席	24 桜台6番街団地自治会	●出席
11 原山レジデンス自治会	○欠席	25 ガーデンハウス木刈自治会	●出席
12 原山町内会	●出席	26 大塚三丁目町内会	●出席
13 高花一丁目自治会	○欠席	27 コロネード原山町内会	●出席
14 高花四丁目町内会	●出席	28 原山花の丘自治会	●出席

☆傍聴者 0名

☆事務局 3名

会議次第

- 開会
- 議長選出（甲側委員）
- 議事録署名人の選出
- 議事

- (1) 印西クリーンセンター操業状況について
- (2) 次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告
- (3) 自治会からの質問事項の回答について

5 その他

6 閉会

配布資料

- ・報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・搬入車両数と搬出車両数について・・・・・・・・・・・・(資料1)
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について・・・・・・(資料2)
- ・次期中間処理施設整備事業の進捗状況について・・・・・・・・(資料3)
- ・自治会側から事前に提出された資料(写)について・・・・・・・・(資料4)
- ・自治会側からの質問事項に対する回答書について・・・・・・・・(資料5)

4 議事

【事務局からの連絡事項】

(1) 管理者の挨拶について

管理者につきまして、今年度、第2回の委員会の際に、出席のお話しをいただきまして、そのことを管理者にお伝えしたところ、ぜひご挨拶したいとのことでした。

日程の調整を行ったところ、本日公務が入っているとのことでしたが、そちらが終わり次第、環境委員会に出席したいとのことでしたので、後ほど管理者からご挨拶いただきます。

議題(1)【印西クリーンセンター操業状況について】

表-1) 令和6年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況

令和6年度第3回印西クリーンセンター環境委員会と書いてある冊子の4ページをご覧ください。

報告事項、操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果についてご報告いたします。

表-1)、令和6年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況です。

4月から7月までは報告済みとなっておりますので、今回報告するのは網かけとなっている8月分から10月分となります。

なお、事前に資料としてお渡ししてあることから、細かい数値の読み上げは行わず、10月までの合計値と前年比をご報告させていただきます。

令和6年度10月までのごみ搬入量合計は28,716トン、前年度と比較しますと143トン約0.5%の増、うち事業系ごみの合計は8,138トン、前年度と比較しますと237トン約3%の増となっております。

ごみ焼却量合計は26,401トン、前年度と比較しますと647トン約2.39%の減となっております。

5ページ、6ページになります。

ただいまご説明いたしました、ごみ搬入量推移及び1人1日当たりのごみ量を折れ線グラフにあらわしたものとなります。

続いて、環境測定結果をご報告いたします。

表-2) ①排出ガス測定

7ページになります。

既に測定結果を報告済みであります、1号炉で令和6年4月24日に、2号炉で令和6年5月20日に、3号炉で令和6年7月29日に、測定を行っており、その結果は全て協定値、水銀に関しては規制値の範囲内となっています。

表-2) ②排出ガス測定（ダイオキシン類）

8ページになります。

排出ガスに含まれるダイオキシン類ですが、3号炉で令和6年7月16日に測定を行い、その結果は規制値、協定値の範囲内でございました。

また、既に測定結果は報告済みであります、1号炉で令和6年4月23日に、2号炉で令和6年5月21日に、測定を行っており、その結果は規制値、協定値の範囲内となっています。

続いて、同ページ右側に記載の焼却灰に含まれるダイオキシン類ですが、こちらは、3号炉で令和6年7月16日に測定を行い、その結果は規制値の範囲内でございました。

また、既に測定結果を報告済みであります、1号炉で令和6年4月23日に、2号炉で令和6年5月21日に、測定を行っており、その結果は規制値の範囲内となっています。

同じく、同ページ右側下段に記載の処理飛灰に含まれるダイオキシン類ですが、既に測定結果を報告済みであります、令和6年5月21日に、測定を行っており、その結果は規制値の範囲内となっています。

表-3) 騒音・振動測定

9ページになります。

既に測定結果を報告済みであります、令和6年5月20日から21日に測定を行っており、その結果は全て規制値、協定値の範囲内となっています。

なお、15ページに当日の気象状況、16ページにそれぞれの測定位置を図示しております。

表-4) 悪臭物質測定

10ページになります。

既に測定結果を報告済みであります、令和6年4月23日に測定を行っており、その結果は全て規制値、協定値の範囲内となっています。

こちらも15ページに当日の気象状況、16ページにそれぞれの測定位置を図示しております。

表-5) 臭気濃度測定

11ページになります。

既に測定結果を報告済みであります、令和6年6月24日に敷地境界、2号炉煙突出

口、臭突出口で測定を行い、その結果は全て目標値の範囲内となっています。

表-6) 処理水の水質測定

12ページになります。

協定書第6条、第8条の規定により、健康被害の生ずる恐れのある10項目を年1回測定するものです。既に測定結果を報告済みであります令和6年6月17日に測定を行い、その結果はダイオキシン類を除いた9項目は全て定量下限値未満、ダイオキシン類は遅れて報告がありゼロとなっております。

表-7) 排ガス中の重金属測定

13ページになります。

既に測定結果を報告済みであります令和6年5月20日に測定を行い、測定結果としましては、測定項目全てで定量下限値未満でございます。

表-8) ごみ質分析の調査結果

14ページになります。

直近では令和6年7月19日に測定しましたところ、紙類38.0%、厨芥類10.3%、布類1.2%、草木類8.3%、プラスチック類40.3%、ゴム類0.0%、金属類0.6%、ガラス類0.0%、瀬戸物、砂、石0.6%、その他0.7%、水分34.4%、見掛け比重0.113キログラムパーリットル、低位発熱量2,369キロカロリーカロリーでございました。

まとめ

17ページになります。まとめとして極めて簡単ではありますが、測定結果を一言で記載しました。令和6年8月～10月の操業状況の報告として各種測定結果について規制値、協定値及び目標値以内で問題はありませんでした。

18ページ資料1になります。

【搬入車両集と搬出車両数】

(令和6年4月～令和6年10月搬入車両数)

令和6年度、4月～10月分の搬入、搬出の車両台数を報告いたします。

令和6年度4月～10月の搬入車両の合計が22,883台で、前年度との比較では262台、約1.16%の増となっております。

搬出車両の合計は1,275台で、前年同時期との比較では、7台、0.55%の増となっております。

搬入車両数と搬出車両数の報告は、以上です。

【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について】

19ページ、資料の2になります。

印西クリーンセンター放射性物質に関する報告です。

焼却灰の放射性セシウムの測定結果は、直近の10月で、飛灰が160ベクレル、主灰は30ベクレルでした。

20ページになります。

排ガス中の放射性セシウムの測定は月1回行っており、これまで検出されたことはあり

ません。

21、22ページになります。

空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計9地点で週1回測定しており、そのうち第1地点、第2地点、第3地点、第4地点、第6地点の5地点は、指定廃棄物の一時保管場所の近くと、クリーンセンター敷地境界の東西南北（四隅）に相当する地点ということで、当該各箇所の月平均値を載せています。直近10月の測定平均で一番高いのは、第1地点で0.079マイクロシーベルトでした。グラフの中央部分で平成30年分の横ばい部分については記入を割愛しています。

23ページになります。

焼却灰の処理状況については、放射性物質の測定結果より基準値8,000ベクレル以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処理をしています。令和6年度10月末現在の搬出先及び処理量については記載のとおりであります。

また、当初発生した基準値を超えた指定廃棄物は、一時保管を継続しています。令和6年度10月末時点での印西地区一般廃棄物最終処分場の現況ですが 5,585t の計画に対し、3,402t 埋立を行っているという状況です。

報告は以上です。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。
------	------------------------------

議題（2）【次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告】

24ページの資料3をご覧ください。

令和6年度の次期中間処理施設整備事業の事業内容及び進捗状況となっております。11月末時点の進捗となっております。前回から進捗のあったものにつきまして、ご説明します。1番の環境影響評価ですが、評価書の縦覧が10月1日から15日に行いました。ごみ焼却場の都市計画決定の変更につきましても、10月1日に都市計画決定の告示及び変更図書の縦覧を行い、この公告縦覧により、都市計画変更の手続きが完了いたしました。用地管理業務ですが、次期施設用地と地域振興用地の草刈りについては、6月に第1回の草刈りが完了し第2回を9月に実施し完了いたしました。

25ページをご覧ください。

令和6年度次期中間処理施設整備事業のスケジュールになります。変更点についてご説明いたします。事業内容の1つ目の環境影響評価業務及び都市計画決定業務につきましては、並行して業務を進めてまいりましたが、都市計画変更の（告示）及び変更図書の縦覧、環境影響評価書の縦覧を令和6年10月1日から10月15日の間行いこれにより、都市計画決定手続きについては、完了いたしました。

スケジュールについても、10月中旬に変更いたしました。

次に、一番下の用地管理業務についても、9月で業務完了いたしましたので、変更しました。

変更点の説明としては以上となります。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。
------	------------------------------

議題（3）【自治会からの質問事項の回答について】

自治会からの質問事項に対する回答について、組合からお願ひします。質問事項はお渡ししているので、回答のみをお願いします。

質問1

はじめに

9月7日の第2回環境委員会で小生が質問した中でまだ回答いただいていない項目と新たな質問について回答をお願いします。

質問2

第2回環境委員会での積み残し

(1) 「排出原単位」とは何か

- ・ プラスチック資源循環法の施行に伴い、組合は「燃やすごみの中の可燃プラスチックを令和10年までに約40%減らす。燃やすごみの中の資源化可能プラスチックを令和10年度までに70%削減する」との目標を掲げ、7年10月から回収を開始することにしました。
- ・ 来年10月から回収を開始する製品プラスチックは住民が容器包装プラスチックの回収袋と一緒に入れて出すと言われますが、製品プラスチックがどの程度入っているか目視で見るのは困難だとは理解できます。
- ・ 組合が決めた目標に達成しているかを「排出原単位」で読み取ること。
- ・ プラスチックを資源化する場合、100%プラスチックでなければ出してはいけない。もし紙ラベルなど不純物が混じっていたら容器包装リサイクル協会の検査に見つかれば、A判定のものがB判定やC判定になってしまう。

そこで質問です。

- ① 前回の環境委員会で組合が今年の7月に白井市で実施したモデル地区収集事業の結果、製品プラスチック全体割合の6%だったと報告されました。これは「排出原単位」で読み取られたのですか？
- ② 「排出原単位」とは何ですか。例えば「排出原単位」がどうであれば、目標が達成したと言えるのですか？
- ③ 容器包装リサイクル協会の検査は年に何回くらいあるのですか？A判定、B判定、C判定とは何ですか？たぶん買取り価格のことだと思いますが、判定によってどれくらい価格が違うのですか？また、現在は印西市の（株）佐久間が廃プラスチックを回収し、資源物にならない廃プラスチックを選別し、A判定のものだけ再処理業者に売り渡すと

思います。

【回 答】

2 (1)

- ① 6 %の数字の根拠につきましては、7月に実施したモデル地区収集事業での製品プラスチックの全体割合の結果でございますので、排出原単位で読み取った数字ではございません。
- ② この質問での「排出原単位」につきましては、「印西地区ごみ処理基本計画」に書いてある数値目標の排出原単位のことを指しております、令和6年度第2回の環境委員会では、ごみ処理基本計画の各施策の達成目標に対する進捗は、排出原単位から進捗状況等を読み取っていただくものと回答させていただいております。
- 令和3年度の排出原単位の実績値に対し、ごみの分類ごとの削減率が設定されており、各年度の排出原単位の数値目標値が達成できた場合、削減も達成できるものと考えております。
- ③ 容器包装リサイクル協会の検査につきましては、年に一回、印西市、白井市の中間処理施設ごとに行っております。

判定結果につきましては、ベールの汚れ具合や異物の混入割合を調査した結果を指しております。

判定結果による落札価格の違いについては、評価がA判定であれば1トンあたり75,000円～54,000円程度でD判定であれば48,000円～45,000円程度になります。こちらの金額はペットボトルの価格になります。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	排出原単位とは何かという質問に対して、排出原単位とはこれですよっていう答えがないもので、もう一度ちゃんと説明してくれませんか。我々がもらった資料のどこに書いてあるのか。例えばごみ質分析のこと、何が何パーセントあったよと、そのことならわかるのですけど、ちゃんと説明してください。
[甲委員]	排出原単位というのは、ごみ処理基本計画で組合ホームページに記載されているのですが、お配りしている資料の4ページの右側に一人一日当たりのごみ量という記載がございます。その一人一日当たりのごみ量のこととなります。
[乙委員]	これを排出原単位と呼んでいるのですか、どこにも表記がないので、それだったら、これを排出源単位って書いていただければ、わかるのですけど。一人一日当たりというのが、排出原単位ですね。
[甲委員]	これはグラムになっています。一人一日当たりにごみを出す量ですが、事業系を除く家庭系ごみの量になります。
[乙委員]	これでプラスチックがどれだけあるか分かるのですか。

[甲委員]	プラスチックの量の計算方法が、先ほど申しましたごみ処理基本計画では令和3年度の実績に対して表が記載されており、令和3年度のごみ処理原単位に対して、水切りによる厨芥類の減量化も含めたものとなっています。
[乙委員]	水切りってなんですか。
[甲委員]	生ごみで水分を乾燥させることです。それで61.5g水分の減量化ができます。 また、食品ロスによって厨芥類の減量化が37.2g、紙の分別強化による資源化で67.8g、プラスチックの資源化で48.7g、プラスチックの減量化で11.9gを減量化できるというデータが上がっておりまして、削減率もそこに記載されていますので、その原単位の中で重さの割合を出して、それにかかるプラスチックの量を算出します。
[乙委員]	ごみ処理基本計画をちゃんと見ないと、今おっしゃったことが分からぬわけですね。
[甲委員]	その通りでございます。
[乙委員]	ちょっと不親切と思いまして。 次に質問します。 先ほどの説明で、36ページの右の方に書いてあるのですけど、ベールの汚れ具合を調査するって書いてある。そのベールってなんですか。
[甲委員]	例えば、集められたた容器包装プラスチックですが、落札者に引き渡す時には一つの塊にして渡している状況になります。
[乙委員]	塊というのは。
[甲委員]	プラスチックをバンドでくるんでいます。大きさがだいたい機械で決まっているのですけど、その大きさごとにまとまった状態が一つのベールとなります。
[乙委員]	何キログラム位なのでしょうか。
[甲委員]	30kg位にまとめたものです。
[乙委員]	要はプラスチックを固めたものがそうですね。
[甲委員]	容器包装プラスチックは、くしやくしやとした状態なので、結構空気が入っています。それを圧縮して、運搬しやすい状態にしたものをベールと呼びます。
[乙委員]	分かりました。 ここに書いてある値段は、先ほど言われましたように、ペットボトルの値段であって、全体の容器包装プラスチックではないということですか。
[甲委員]	その通りです。今、組合で落札してお金が入ってくるものはペットボトルのみとなっています。容器包装プラスチックや来年度から始める製品プラスチックには、組合でお金を出してリサイクルしてもらうような状況で、出しているのは、ペットボトルだけです。 その他は今までお金は出しています。ペットボトルは需要がありまして、再度ペットボトルにする場合や、細かく碎いて製品を作る。そういうたルートに流れています。ペットボトルの場合、有償でも欲しい事業者が多いために、お金が拠出金という形でこちらに入ってくるのですけど、容器包装プラスチックの場合、リサイクルされる先が再生プラスチックで製品でもその時の状態にもよりますが均一的なものではないことから、荷物運搬する

	ときのパレットや再利用のプラスチックの製品になる場合、又は工場などの燃やすエネルギーに燃やせる状態に製品化されまして、そうゆうものに再生するのにお金がかかるということで、組合でお金を負担して再資源化しているような状況になります。
[乙委員]	<p>そうすると容器包装プラスチックは燃やすこともあるわけで、どれ位の量とか何パーセント位燃やしているのか、容器包装プラスチックの中の何パーセント燃やしているのですか。</p> <p>というのは今世間で話題というか注目されている、プラスチックというものは燃やしてはダメだと。要はそこからCO₂が出るだろうと、できるだけプラスチックは作るのを減らしなさいという方針も出て、組合もその方針の何10%減らしますとやっていますよね。</p> <p>でも、持って行った先でプラスチックを燃やしているということになると。一体何をやっているんだっていう話になりませんか。</p>
[甲委員]	<p>組合では、容器包装リサイクル協会という団体がありまして、そこに入札を委託しているような状況になります。行き先はそちらで落札者が決定するので、その落札者次第でエネルギーとしてリサイクルするか製品になるか分かれるところで、先ほどパレットになると述べたところは、製品になりますが、その他の落札業者次第でエネルギーに変えるリサイクルを行う所が落札した場合、組合の容器包装プラスチックを集めて燃やされると言うことになりますので、落札した事業者次第になります。組合としては、そのあたりはどうすることもできない状況でございます。</p>
[乙委員]	<p>パレットというか物を乗せる台、あれも結局その時はそういう用途で使うけど、傷ついたり、壊れたりしたら結局燃やすのではないですか。</p> <p>地中に埋めるのですが。</p> <p>要するにこれだけ地球温暖化の問題があるのでプラスチックはできるだけ作らないようにしよう、それから再利用といつても燃やすものにならないようにしようという国際的な方針がありますよね。それに反しているではないですか。</p> <p>今は、仕方がないと言えば仕方ないですけど、いずれそういうことを考えて行き先を考えなければいけないと私は思います。これ言っても結論は出ないので、これで終わります。</p>

(2) 新管理者藤代健吾氏の環境委員会での出席について

- 前回の環境委員会で小生から新管理者である藤代健吾氏に環境委員会に「出席してもらいクリーンセンターの今後のポリシー等について述べていただきたいと申し上げたところ、組合は「新管理者は、お忙しい方なのでお約束はできませんが、そういう旨のお話が合ったことは、お伝えすることが可能かと考えています」と回答されました。

そこで、質問です。

- ① 管理者殿から具体的お答えはありましたか？

【回 答】

(2) ① 本日、管理者が出席することですので、こちらでの回答は控えさせていただきます。

[議 長]	はいよろしいでしょうか。 次の(2)になります。この後、管理者につきましては、環境委員会の皆さんにご挨拶をしたいとの連絡がありましたので、省略をさせていただきます。
-------	---

質問3

新たな質問

今夏も気温が35℃を超える猛暑日が増えました。豪雨も繰り返され各地で被害が出てきます。

地球温暖化の原因となっているCO₂等の温室効果ガス(GHG/Greenhouse Gas)排出量も2023年で前年により1.3%増え、まだ下がる気配がありません。2015年パリ協定で決めた世界の平均気温上昇を1.5℃以下にする目標も風前の灯火になってきました。

CO₂濃度は産業革命前より1.5倍増え、2020年には410ppiになっています。そのために、国連環境計画(UNEP)は、10月24日、現状の温暖化対策はこのままでは、世界の平均気温が今世紀末に、産業革命前から最大で3.1℃上昇するとの報告書を公表しました。これは深刻な状況です。

そんな中で今年のCOP29(国連気候変動枠条約第29回締約国会議)が11月12日にアゼルバイジャンで開催されました。何故かアメリカ、中国、日本の首脳は出席しませんでした。

更に来年2月は、5年に1度、国連に自国のGHG排出削減量の目標値を提出する月です。

GHG排出量が中国の次に多い米国の次期大統領トランプ氏は温暖化問題に懐疑的で、前の任期中にパリ協定から離脱しました。今年の選挙中も化石燃料を「掘って掘って掘りまくれ」と主張し、バイデン政権で復帰したパリ協定からの再離脱や、途上国への資金提供も払わないのでは、と懸念されます。

国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告書では、気温上昇は、すでに1.1℃に達したと指摘し、「この10年間の対策が数千年先まで影響する」とし、強く警告しました。1.5℃にとどめるには25年までにGHG排出量を減少に転じさせ、35年には2019年比で60%減らす必要があるとしています。

我が国のGHG排出量の削減目標は、2021年10月に閣議決定で次のように改定されました。

- ・ 日本は2030年度において温室効果ガスを2013年度比46%削減を目指し、さらに50%削減の高みに向けて挑戦する。
- ・ 2050年までに実質0にする。でした。

各国はIPCCの決定を受けて、至急目標の見直しをしなければなりません。

そこで質問します。

- ① 印西クリーンセンターも目標の見直しと同時にどうすれば達成できるかも検討すべきです。具体策はありますか？例えば、ごみ収集車や作業車のEV化はすぐに予算化すべきでは？
- ② 一番の課題は、燃やしてCO₂が発生する廃プラスチック類の削減です。来年10月から製品プラスチックは燃やさないで資源物として回収することが決まりました。燃やすごみの中で製品プラスチックが少なくなれば、当然、燃やすごみのカロリーが低下します。しかし、石油系の助燃剤を使うことはできません。どうしますか？

【回 答】

- ① 温室効果ガスの排出量を実質0にすることに対する印西クリーンセンターの目標の見直しということですが、以前もお答えしておりますが、ごみの焼却が主な業務となり、温室効果ガスを削減する努力はするものの実質0にすることはできません。令和5年3月に策定したごみ処理基本計画は、それらを含めた計画となっていることから、計画の見直しは考えておりません。

また、組合ではごみ収集車を所有していないことからのEV化に関しては、ごみの収集を委託しております事業者に対し促進していかなければと思います。

- ② 来年10月より製品プラスチックの再資源化を実施しますが、再資源化が困難な他素材の複合品となるプラスチック製品や汚れの落としきれないプラスチック製品については、焼却処分することから、極端にプラスチック類が減量となることは考えておりません。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	はい。実質ゼロにはできませんという話ですけど、国際的にも日本も印西市も各自治体も2050年には実質ゼロにすると宣言しています。 だからそれに反してるんじゃないですか。できませんと言ったら。いずれしなきゃいけないですよね、これどうやってやるのかなっていうのが私の質問です。
[甲委員]	はい。当組合につきましては、斎場の運営も担っておりますが、ごみの処理、焼却が主な業務となっております。組合につきましては、そのような業務は特に担当していないために排出ガスの実質ゼロへの努力はできますが実質ゼロにはならないという認識でございます。
[乙委員]	要は、プラスチックがクリーンセンターに来る限り何らかの処理をして業者に売るなり買ってもらうなりしているから、それ以上、その先のことまで責任負えない。そういうことですね。
[甲委員]	はい。それもございますが、この施設は、可燃ごみを焼却しております。その処分を行うときは、まず排出ガスが必ず出るのが常になっておりまして他にゴミを処理する方法ができれば変わってくると思いますが、実際、今のところ燃やすことがごみ処理のメインとなっていることから、排出ガスがゼロにはならないということをお答えしております。

[乙委員]	<p>燃やすごみの中のプラスチックさえ除けば、ゼロになるのではないですか。あとは紙だとか繊維だとか、植物とかそういうものでしょ。</p> <p>それを燃やしてもまたCO₂になるけど、それは空気中のCO₂を吸収してものができているわけですね。紙だとか植物だとか。だからそれは、燃やしてもいいのではないかと私は思います。ただ、プラスチックだけやめてくれということですね。</p>
[甲委員]	<p>乙委員の言うとおり、国の目標とした実質ゼロ。この実質というのは、プラスとマイナスでゼロということになっております。マイナスの方とすれば、太陽光を使った発電であったりとかクリーンセンターにも生えております木によるCO₂の吸収とか、そういうものを含めてマイナスがございます。プラスの方といたしましては、皆様方が乗っている車とか、この施設のようにごみを焼却して出るCO₂とか、そういうものがプラスというものになります。</p> <p>これは、国も市町村も実質ゼロというものは皆さん一緒ですが、そういうプラスとマイナスを合わせてゼロにしますよということになります。</p>
[乙委員]	はい、了解しています。
[甲委員]	<p>そういうことから、この施設だけで見ますと小さな単位で実質ゼロを目指すかということになります。私どもの業務としてはごみを焼却するのが業務になります。要は、私どもは出す方の業務を担っており、このクリーンセンターでごみの焼却をして処理することが私どもの仕事です。そういう小さい単位で実質ゼロを目指せるかというと、それは国の方でもゼロにできると申し上げておりませんし、それは、かなり現状のそういうシステム的な点も含め、そういうものでは非常に難しくほぼ無理な現状であるものになります。</p> <p>要は、マイナスになるものは作れてない。何もない中で実質ゼロを謳う、また実質ゼロを目指すということは、この小さな単位では難しいのかなと。</p> <p>印西市が実質ゼロと謳っているのは、この施設も含めて、もっと大きな単位で、ここから出る排出も含めた感じでゼロを目指しますとプラスもあればマイナスもあるので、そういうとこ含めてゼロを目指しますということで宣言しているものになりますので単位を大きくしないとゼロというのは、難しいものになります。</p>
[乙委員]	言っていることはわかりましたが、そういう悲観的な考え方で運営しないでください。新しい技術とかそういうのがどんどんこれから出てくるので、そういうものを活用してCO ₂ をゼロにするという努力だけは放棄しないでください。以上です。
[甲委員]	<p>はい。乙委員の言う通りだと思います。</p> <p>先程、私が申し上げた通り、今の時点という話になりますので将来的にここから出るCO₂も吸収できるような新たな技術が発明されれば、もちろんそういうものを取り入れて、CO₂のゼロを目指すというのは、私どもの責務だと思っておりますのでそれを放棄するとか、そういうわけではないとご理解いただければと思います。</p>
[乙委員]	はい。よろしくお願ひします。以上です。
[議長]	<p>はい。他の方、よろしいですか。次に行ってよろしいですか。</p> <p>はい。乙委員よろしくお願ひします。</p>

[乙委員]	37ページの一番の最後の行で他素材と書いてありますが、「その他」の「他」と書いてありますが、これは多いの間違いじゃないですか。
[議長]	はい、事務局お願ひします。
[甲委員]	ここで他素材と書いてありますのは、例えば、プラスチック製品でもゴミが付着していて、例えばプラスチックとほかのゴムとかの複合品ですとか、そのようなものを他の素材という意味で他素材と使わせていただきました。
[甲委員]	これは、プラスチック以外の素材と複合して作られているようなもの。そういうものについて使われたものになります。
[甲委員]	乙委員の言うことは分かっていますが、再度、字句については確認させていただきます。
[議長]	そしたら、それは、整理しておいてください。ここについては正しいという理解でよろしいですよね。はい、次行きます。

質問4

指定廃棄物の件

- (1) 2024年2月5日に要望書を提出して以降の進捗状況は。
 (2) 今年度の環境省職員による保管状況の確認は実施されたか。
 終了している場合は結果を教授願いたい。

【回 答】

- (1) 特に進捗はございません。
 (2) 今年度の指定廃棄物（放射性物質）の立入検査は、9月26日に行われました。立入検査は現場確認及び空間放射線量の測定が行われました。立入検査の結果は国より、保管状況について異常はないこと、適正に管理されていることの講評がありました。

空間放射線量については、指定廃棄物のフレコンの表面（シートに機器をつけて測定）の数値（2箇所）0.39マイクロシーベルト、0.35マイクロシーベルトとの報告がありました。

国より、これらの値については、問題ないレベルであるとの説明がありました。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	指定廃棄物を2箇所、測定機器で測っていると言いますが、正しい測定方法で測定を行っていますか。
[甲委員]	測定につきましては、国の立会で行っております。正しいか正しくないかというのは、指定廃棄物を管理しているのは国になりますので、こちらでは、何も言なことはできません。
[乙委員]	今年度の測定方法と、前年度の測定方法は同じですか。

[甲委員]	同じ場所、同じ測定方法で測った値です。今年度については、0.39マイクロシーベルトと0.35マイクロシーベルトという値を確認しております。
[議長]	次に行ってよろしいですか。

質問 5

(1) 「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表一
7) 排ガス中の重金属測定（調査測定）」で、測定結果の表の下に、「※カルシウム、
銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。 経緯、
カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083（排ガス中の金属分析
方法）に規定されていませんでした。2016年3月4日の環境委員会において測定方
法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、令和4年度第4
回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」

との注があります。

これは不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべ
きである。過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更されたい。

参考として、2009年10月25日に開催された印西クリーンセンター住民説明会
の資料（抜粋）と平成22年度実績 排ガス中の重金属測定、ごみ質分析、気象測定結果
(表一8, 9, 10)（抜粋）を添付します。

への回答で、組合側の資料の提供を約束し、ようやく実行されたのは真摯な態度とは
考えられない。

7. の項目を含めてきちんと明確にわかりやすく整理することは最低限の条件である。
即座に実行すべきであると思われる。

【回 答】

(1) JIS K 0083の1997年改正時点ではカルシウム、銅、亜鉛の3項目
については重金属類の排ガス分析項目には無かったものの、組合では慣例的に
報告していたものです。

協定では、平成19年（2007年）度に排ガス中の重金属部分の改正が行わ
れ、その測定方法の中で測定できる金属の種類が指定されていましたが、3項目
については、測定項目に入っていないものの、JIS K 0083の測定方法で
測定できるものとして報告していたものです。

記載につきましては、測定結果の表の欄外に、「※カルシウム、銅、亜鉛の測
定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。

経緯、カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083（排ガス
中の金属分析方法）に規定されていませんでした。2016年3月4日の環境委員会
において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、
令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになり
ました。」と、記載させていただきたいと思います。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	中段のところで測定項目に入っているものの、JIS K 0083の測定方法で測定できるものとして、これは言っていること矛盾していませんか。指定がないのにその方法ができるって、それはゼロからものが生まれるってことをあなたはおっしゃっているって私は思いますよ。それはおかしいのではないか。
[甲委員]	当時、測定していた担当者の方で、JIS K 0083を利用して測定数值を算出していたという報告は受けておりますが、詳細につきましては申し訳ございませんが、わからない状況になっております。今の担当としましては、当方がわからないことから、矛盾までは言えないのかなと。今言えることは、令和5年3月4日の環境委員会で測定方法等の指摘になる経緯の記載等で対応させていただきたいと考えております。以上です。
[乙委員]	この問題が、毎回平行線をたどっているだけなのでいいです。我々住民側としてもこの質問に関しては、出すべきかどうかを検討したのですが、せつかく質問を出してくれていますし、もしかしたら前回と違う回答が出るかもしれないということで出したのですけども、これは平行線でやっぱり組合側としても、以前の方がやってきたことなので、それを現在の方が肯定するわけにはいかないと言うこと。この件はもうこれで終了したいと思います。よろしいですね。
[乙委員]	はい。

質問6

住宅宿泊事業者（民泊）の件

- 「a) 構成市町は住宅宿泊事業者（民泊）の存在を把握しているか。b) 住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があつたが、その後の進捗状況はいかがか（印西市が4月22日に「民泊サービスお考えの皆様へ」を掲出したことは確認している）
- (2) マンションのゲストルームを民泊として勝手に貸し出しあるという情報がある。要注意と思われる。

【回 答】

- a) 千葉県のホームページ等により把握しております。
- b) 住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任により処理するようお知らせしています。
- (2) 栄町は、ゲストルームを兼ねたマンションはございません。
印西市、白井市は、マンションのゲストルームを民泊として貸し出しているという情報は把握しておりません。

【質疑応答】

[議長]	前回と変わってますか。
[甲委員]	変わっていません。
[議長]	はい。では次に行きます。

質問7

会議録の作成のさらなる効率化を求めてほしい。

従来と比較すると、改善されているが、さらなる改善策を採用することを要請するものである。改善策としてワードの利用を採用しているが、より効率化を希望するものである。

【回 答】

昨年度中の委託による会議録の作成は、ホームページの掲載まで8週間程度かかっていましたが、ワードの文字起こし機能を利用し、5週間程度に短縮しました。

現在、これが一番早いものと考えています。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はござりますか。よろしいですか。
------	------------------------------

質問8

個人情報の漏洩の件

組合のホームページの「個人情報の漏洩について」(<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/R6-0912.iinkai-kozinzyouhou-rouei-.html>)が公表されているが、対応として、委員の氏名が表記されなくなっているがいかがなものか？(千葉県環境影響評価委員会の議事録は本文中では記載しない)

【回 答】

委員の氏名につきましては、自治会名と一つになることで、個人情報となることから明記はできません。

例として記載されている、千葉県環境影響評価委員会の委員につきましては、環境影響評価委員会は千葉県の付属機関であり「付属機関の設置及び運営等に関する指針」の中の委員等の選任により、特別職の公務員であると明記されています。そのため、千葉県の職員と同等とし、会議録に氏名が載っています。

また、住民側代表者から議事録表紙の自治会名と氏名の記載について、参加者の同意をいただいたと報告をいただきました。

令和7年度より、環境委員の氏名の掲載につきまして、事前に同意いただき、公開できるようにしたいと思います。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	付属機関の設置及び運営等に関する指針の中に書いてあるという風に、それはこここの審議会だとか、そういうものが全部羅列されているってことですか。
[甲委員]	はい、特別職という職員ということで、その委員会の委員という名称で、その他の公安委員会ですとか、そういった項目が表の中に羅列されておりまして、そのところは公務員ということで、表記できると判断しております。以上です。
[乙委員]	そういうことを聞いているのではなくて。環境影響評価委員会のところの実際の名前は、そのリストの中にあるのですかっていう質問をしています。
[甲委員]	環境影響評価委員は、千葉県非常勤特別職という役の中に含まれております。一種の地方公務員という扱いになっていまして、この委員という名称が条例上載っています。地方自治法で非常勤特別職という規定がございますので、条例の方には個人名は載っていません。
[乙委員]	ちゃんと答えてくださいよ。
[議長]	答えられますか。大丈夫ですか。
[甲委員]	今の件についてなんですけども、私ども公務員というのは、もちろん名前等につきましては公開するようになっております。それは個人情報保護法の中でそういうふうになっているわけなのですけども、非常勤特別職、例えば私どもが、組合もほかの市町村も国もそうなんですけども、委嘱をしていろいろな仕事を民間の方に引き受けてもらうというのがございます。そういうものは条例の定めた規則の定め、こういったものをいろんな定めによりまして、公務員の身分を取得します。ですので、公務員の身分を取得したものについては、個人情報のその非公開の対象にはならず、公開の対象になるということで、ここに挙げております。この千葉県環境影響評価委員会こちらの委員につきましても、そういうものに基づきまして、公開対象になっているということで、公開されているものとなります。以上でございます。

質問 9

(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業（条例対象事業）の環境影響評価に関して環境影響評価書および要約書の縦覧が令和6年10月1日から10月15日まで縦覧されたが、反応はいかがか？

- (1) 表紙の作成年月が「令和6年5月」となっているのはいかなる理由か？
- (2) ivページには「本準備書」と記載されているのはいかなる理由か？
- (3) 1ページの代表者名（2か所）が「板倉正直」となっているのは、いかなる理由か？
- (4) 環境影響評価で方法書、準備書、評価書の「対象事業の施設の種類、規模、概要等」で、「燃焼施設」の「対象ごみ」に「脱水汚泥」が記載されているのはいかなる理由かへの回答は不充分なものである。進捗はいかがか。
- (5) 施設整備の算定に関して、方法書と準備書で数値の変更があるのはいかなる理由

かへの回答は不十分なもので、その後の確認結果はいかがか。

【回 答】

- (1) 評価書の作成が完了した年月を記載したものとなります。
- (2) 評価書の iv ページに記載されている「本準備書」については、「本評価書」の誤りでございます。県と協議し「語句の修正」をいたします。
- (3) 評価書の作成時点での、都市計画決定権者である印西市の代表者名と事業者の代表者名を表記しています。
- (4) 印西地区衛生組合において計画している新たなし尿処理施設から排出される脱水汚泥について、記載したものです。脱水汚泥については、衛生組合より打診は受けておりますが、扱いについて決定しているものでは無く、前回からの進捗はありません。
- (5) 方法書及び準備書の数値の変更につきましては、作成時点でのごみ処理基本計画の数値を基にしていることから、数値の変更が生じたものです。平成 31 年 3 月に作成したごみ処理基本計画の数値により方法書を作成し、令和 5 年 3 月に作成したごみ処理基本計画の数値により準備書を作成しているため数値の変更があるものです。数値につきましては、減量化施策と人口予測等から稼働開始時以降の焼却量や災害廃棄物の焼却処理量が処理できる施設規模となっています。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	中の（1）のところですけど、この作成が完了した年月っていつのことと言っていますか。
[甲委員]	環境影響評価の評価書の作成が完了した年月日ということで、令和 6 年の 5 月ということになってございます。
[乙委員]	5 月には出来たっていうことですか。
[甲委員]	評価書につきましては、5 月に作成が完了してございます。その後評価書の閲覧について、都市計画手続きと合わせて縦覧等の手続きを進めるっていうことがございますので、都市計画の手続きを並行して進めた結果が、最終的に都市計画の手続きの図書の縦覧ですとか、環境影響評価の縦覧ということで、令和 6 年 10 月 1 日から令和 6 年 10 月 15 日で実施したものとなってございます。
[乙委員]	そんなに遅くなってもいいのですか。5 ヶ月ぐらい遅くなっていますよね。
[甲委員]	環境影響評価の成果品については 5 月にできておりましたけれども、都市計画の手続きとして令和 6 年 7 月 31 日に、印西市の都市計画審議会、こちらの方に提出して審査をいただいてございます。 その後、千葉県の意見を踏まえ協議して行いまして、各市町と調整した結果 10 月 1 日から 10 月 15 日に縦覧を行っています。

[乙委員]	早い段階で公表すべきじゃないですか、評価書ですからね。非常に重要なものだと思うのですけど、そう思わないでしょうか。
[甲委員]	5月に作成ができて、10月の縦覧ってということで時間が掛かって、申し訳ございませんでした。ただ、そこに至るまでにいろいろな調整がございまして、もっと詰められるところは、詰めたほうが良かったのかなというようには考えてございます。
[乙委員]	(4) のところで、印西地区衛生組合から打診を受けていますがって書いてありますけど、文書かなんかで来ているっていう理解でいいのですか。でもなんか別の協議の場があって、そういうような話が出たってということでしょうか。
[甲委員]	これについては、組合の方に以前来た際に話を伺ったということでございます。
[乙委員]	地元の新しいクリーンセンターができるところで地元の人たちへ、この内容というのは、連絡はされているのですか。
[甲委員]	今時点では、まだ打診ということで決定事項でもございませんので、地元の方には説明まではしていない状況となっております。
[乙委員]	この環境影響評価書の中に書いてあるわけですね実際。こういうようなものを燃やしますよっていうリストの最後のところに書いてありますね。そこに書いてあって、まだ打診の状態だからって言って書いたのかもしれませんけど、それよりももっと地元の人たちのことをちゃんと配慮すべきだと私は思うのですけど、今まで燃やすものの中に含まれてないっていうように言っていたものも入っているわけです。その部分はどう考えているのですか。
[甲委員]	脱水汚泥を含めて、そういうものは一般廃棄物って言うことで受け入れておりますので、記載漏れという観点から表記の方をさせていただいております。以上です。 すみません。今時点は、受け入れておりません。間違えました。
[甲委員]	今、国からのお話しをさせていただいたところですけども、この件につきましては、この文書に書いてある通り、口頭にはなりますが、印西地区衛生組合から脱水汚泥を入れていただけませんかという話は聞いております。衛生組合の脱水汚泥ですが、こちらと一緒に新しい施設を建設している最中です。それが出来るのは令和9年度ぐらいからですけども、こちらにつきましては今現在お話を来ているということで、うちの方が了承したものではございません。地域の方からそういう質問は挙がっております。吉田区の方からの質問が挙がっておりますので、そういうのを入れる際はご説明してくださいと言われております。そういう何か機会に変更がある。また入れるとなつた場合には、こちらとしても地域の方に、ご説明したいと考えております。

質問 10

協定書の整理について

「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。協定書の全貌がわかるようにすべきである。

今回の会議の資料として協定書が添付されているが、協定の全貌がわかるものではない。

組合の管理者が藤代健吾 印西市長（令和6年8月6日現在）に変わられ、組合の業務等のレクチャーはされたのでしょうか。レクチャーで、環境委員会と協定書に関する部分の資料をいただきたい。

に対する回答は真摯さが感じられない。

【回 答】

最新の協定書につきましては、令和6年第1回に環境委員会資料としてお配りしたものになります。また、これまでに改正したものを前回の委員会の資料としてお配りしており、全貌がわかるものは、組合には無い状況となっています。

また、組合管理者にレクチャーした時の資料ですが、今年度第1回の環境委員会開催の際に、委員の皆様にお配りしている最新の協定書をお渡ししております。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	管理者にレクチャーされた内容というのは実際どんなことですか。詳細を教えてください。
[甲委員]	環境委員会の設置の根拠となる協定書を説明しているということでございます。
[乙委員]	もっと詳細に言ってくれませんか。
[甲委員]	管理者にお伝えしている内容と致しまして、例えば排ガスの関係の基準値・規定値・協定値を越さないように操業しますとか、そういう内容は、もちろんお伝えさせていただいております。渡してあるものは、もちろん今言われた通り、協定書を渡しまして、皆様方が集まつていただいて、何をやっているのかなど、そういう内容についてご説明の方をさせていただいております。

質問11

「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の表-2①排出ガス測定の区分水銀（Hg）の定量下限値がガス状 0.11 粒子状 0.0011 合計 0.11 と表示されているのは、いかなる理由か？数字の根拠を示されたい。

- (2) 「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の表-2 ② 排出ガス測定（ダイオキシン類）の【2. 焼却灰に含まれるダイオキシン類の測定値】の1号炉の測定値が0と記入されているが、正しいのか。
- (3) 14ページの最下部に「※放射線測定器（環境放射線モニタ PA-1000 Radi）は年1回専門業者へ点検に出しています。」という記載があるが、較正ではないのでしょうか。昨年度の期間はいつか。点検の期間は測定を行わなかったのか。への回答をされたい。に対する回答は真摯さが感じられないものでした。技術管理者から回答を得たい。

【回 答】

ガス状0.11と粒子状0.0011の根拠については、環境省から出されている「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について（第一次答申）」の別紙「排ガス中の水銀測定方法」の参考3. 精度評価において記載されている検出下限及び定量下限を参考としているものです。

合計値の表示は、排ガス中の全水銀に占める粒子状水銀の質量比で丸め後の濃度として有効数字2桁として3桁目以降を切り捨てたものになります。

(2) ダイオキシンの測定値「0」について、委託している検査機関に確認したところ、環境大臣が定める方法で測定した、ダイオキシンの試料における定量下限よりも低い数値に検出下限が設定されており、その数値未満であった場合0という表記になるとのことでした。

※ 平成16年12月27日環境省告示第80号ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法別表

(3) 専門業者からの請求書等の記載で点検料となっていたことから、点検とさせていただいているところです。点検終了の際には、校正証明書が発行されています。次回の報告の際には校正とさせていただきます。

また、令和5年度につきましては、令和6年2月2日に実施しております。点検の期間は、代わりの測定器を用意し、測定しています。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	令和6年2月2日に実施しておりますが実際測定器がないわけだから代わりの物と書いてありますけど、それはどうやって調達するのですか。
[甲委員]	JFEの方で持っています、それを借りて使っています。
[乙委員]	当然有償ですよね。
[甲委員]	無償で借りています。
[乙委員]	優越的地位の濫用に当たらない、当然同じだとしても、機械が違うから一緒にこう線を結んではいけないと思いますけど、それは理解されていますよね。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	ガス状の部分で0.11と0.0011で合計0.11になっている部分の根拠について問うているのに。答えとしては、駄目だな。そういうことを聞いているのではなくて、0.11の値がなぜそこに書かれているのかっていう風に聞いているわけです。これまで全部0.11なのですか。そうではないと思うのですけれど。
[甲委員]	この時にあのガス状で0.11、粒子状で0.0011どちらが大きいかと言いますと、0.11。
[乙委員]	いいですか。そういうことを聞いているのではなくて、ここに書いてあるその0.11というのを。ちゃんと値として採用するにはどうなのですかって、この数値は日本中どこに行っても通じる値ですか。

[甲委員]	はい、その通りでございます。これは国の方で、環境省で決められている数値をそのまま記載しているものとなっております。
[乙委員]	参考としていると書いてあるからすべて参考とするじゃなくて、それがもう絶対だということを言ってるのですね。そうですか。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	証拠を提出してください。
[甲委員]	すみません。証拠となるものは後ほどお渡しいたします。

質問 1 2

次期中間処理施設整備事業で、印西都市計画ごみ焼却場の変更に係る案の縦覧は終了したがその後の進捗状況は?

【回 答】

印西市による印西都市計画ごみ処理場の変更に係る（案）縦覧後の進捗状況として、令和6年7月31日に印西都市計画審議会に提出し、審議を経たのち千葉県と協議を行い、令和6年10月1日に印西都市計画決定（変更）の告示及び変更図書の縦覧により手続きが完了いたしました。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。
-------	------------------------------

質問 1 3

事業系一般廃棄物処理手数料の改定で、令和6年10月1日より、270円/10kg（消費税込み・10kg未満の場合270円）消費税込み）から310円/10kg+消費税に変更されること。減量効果は見られたか?

【回 答】

事業系一般廃棄物の排出量につきましては、処理手数料が令和6年10月1日から改定しています。

事業系ごみ量は、10月分で1,208t、前年同月は、1,287tであったことから前年比80tの減量となりました。

また、1カ月分のデータとなることから、これをもって減量効果と判断することは難しいものと考えます。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。
-------	------------------------------

質問 14

放射性物質

組合のホームページの「印西クリーンセンターにおける放射線量・放射能量の測定結果」(<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/23-01-houshanou-2-.html>)に掲載されている焼却灰放射能量測定結果（主灰・飛灰）の測定結果で、

- (1) 測定方法は、①と②または③が併記されている。
 - ① 放射能濃度等測定方法ガイドライン（環境省平成25年3月第2版）
 - ② ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー（文部科学省 平成4年）
 - ③ ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー（令和2年改訂原子力規制庁監視情報課）放射性物質の測定の入札の仕様書で、併記の場合に使用する測定装置はどのように記載されているのか？
- (2) (1) の測定装置の相違点、内容を確認しているのか？
- (3) 使用した測定装置と測定条件の確認は行っているのか？
- (4) 測定結果の確認はどのように行っているのか？
- (5) ND：検出下限値（10Bq/kg）以下につき不検出は正しくないので、止めていただきたい。

【回 答】

放射性物質

- (1) 仕様書では、「採取及び調査・測定は、環境省「放射能濃度等測定方法ガイドライン（環境省平成25年3月第2版）」に従うこと。と記載しています。
- (2) 測定装置と測定条件（分析条件）を確認しています。
- (3) 放射能測定結果報告書により、使用した測定装置と測定条件（分析条件）の確認をしています。
- (4) 放射能測定結果報告書により、測定結果の確認をしています。
- (5) 訂正前：「検出下限値（10Bq/kg）以下につき不検出」
訂正後：「検出下限値（10Bq/kg）未満につき不検出」
上記のとおり訂正します。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	仕様書について、ガイドラインに書かれている測定機器及び測定条件は、どのように確認をしていますか。
[甲委員]	仕様書に、測定についての記載があります。入札後、業者と測定機器及び測定条件の確認をしております。
[乙委員]	ゲルマニウム半導体の測定について、ガイドラインのどこに書かれていますか。

[甲委員]	ばいじんについて、放射能濃度等測定方法ガイドライン（平成25年3月第2版）の5-56に測定機器について書かれています。
[乙委員]	測定機器について、ゲルマニウム半導体、シンチレーションとあるが、精度の高いゲルマニウム半導体だけにしてほしい。
[甲委員]	<p>農林水産省で出している「放射性物質の分析について」の資料の中で、ゲルマニウム半導体検出器は価格が1,500から2,000万円と、とても高額な機器と書かれています。シンチレーションについては、簡易検査に利用可能、また、価格は600万円程度とあります。</p> <p>ばいじんの分析条件については、検出下限値が10～30ベクレル毎キログラム（単位：Bq/kg）となっております。その他にも、試料容器、測定時間が分析条件としてあります。</p> <p>この分析条件を充分に満たすことができる測定機器として、国のガイドラインでは、ゲルマニウム半導体、シンチレーションとなっております。ガイドラインのとおり、放射能測定を行っていただきたく、仕様書としております。</p>
[乙委員]	組合のホームページに掲載されている測定結果の測定方法について、ゲルマニウム半導体検出器と書かれていて、シンチレーションで測定した時がわからない、不親切である。
[甲委員]	シンチレーションで測定した時期については、令和3年から令和5年まで測定を行っていることを確認しています。訂正をします。

質問15

表-2) ②排出ガス測定（ダイオキシン類）の【2. 焼却灰に含まれるダイオキシン類の測定値】 3号炉の測定値「0」は正しいのか？

【回 答】

ダイオキシンの測定値「0」について、委託している検査機関に確認したところ、環境大臣が定める方法で測定した、ダイオキシンの試料における定量下限よりも低い数値に検出下限が設定されており、その数値未満であった場合0という表記になるとのことでした。

※ 平成16年12月27日環境省告示第80号ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法別表

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はござりますか。
[乙委員]	<p>ゼロという表記になるということですけど、この表記はやっぱりやめるべきで、検出下限以下とかそういう表記しているところもあるので、そういう表記に改めてゼロっていうのは全くないよってこと言っているのであって。検出下限以下だということで、意味が違うと思いますけど。実際測定結果が報告された時に、その数値を見て、ちゃんと判断されているのですよね。ゼロが本当に正しいことを確認していますかっていうことです。</p>

[甲委員]	これまでゼロという記載の報告書があったら、そのまま掲載していたのですが、今回の質問によって調べたところ、検出下限というものがあって、検出下限というのは調べられる最小のものということでそれより低い数値だったら、いや、低いというかもう調べられない、というところでゼロという表記が可能というそのようなことになっておりますので、次回からでよろしければ検出下限未満というような表記でもいいのかなと思いますが、これまでのものに関しては、どの程度やっているかわからないのですけど次回からでよろしければそうさせていただければと思います。
-------	--

質問 1 6

表-1) 令和6年度月別ごみ版有料及び焼却量等の操業状況配布された令和6年10月分の2号炉、令和6年9月分の1号炉の焼却日が「一般廃棄物処理施設維持管理記録」と異なるのはなぜ?

(2) 令和6年10月分の2炉は故障か、不具合があったか?

【回 答】

表-1) 令和6年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況配布された令和6年10月分の2号炉、令和6年9月分の1号炉の焼却日が「一般廃棄物処理施設維持管理記録」と異なるのはなぜ。についてですが、令和6年10月分の2号炉と令和6年9月分の1号炉ですが、炉を加熱するだけの1日を含めてしまいました。申し訳ございません。当日資料で訂正させていただきます。

(1) 令和6年10月の2号炉の焼却日に休炉日（10月12日～10月14日）があるのは、11月に全炉休止させて共通設備の点検を実施するにあたり、ごみピットを最小にしなければ、点検後の11月中旬にごみピットが最大となる時に搬入ができなくなる恐れがあるため、10月末に最小となるように焼却量を調整したため、10月11日一時埋火、10月14日再立ち上げを実施したことによるものです。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
-------	----------------------

質問 1 7

令和7年10月から開始する、製品プラスチックの分別について、どのように周知を行っていくのか。

【回 答】

印西市と白井市ののみの実施となるので、2市の広報紙やホームページなどで周知を行うとともに、組合においても各家庭にポスティングによる周知を行いたいと考えています。時期、方法等は2市の担当者と調整し、行っていくことになります。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	集会場とかで町内会とかに対して、説明会はやらないのですか。
[甲委員]	要望を頂き次第、説明に上がることは大丈夫です。
[乙委員]	はい分かりました。文章を見てもわからないことが結構あってね。そういう声が出るんじゃないかと思います。
[甲委員]	はいわかりました。

5 その他

[議長]	それでは管理者につきましては、印西市の公務の合間ではあります、来て頂きましたので、ここで環境委員会の皆さんに挨拶をお願いしたいと考えております。それではよろしくお願ひいたします。
[管理者]	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>印西市長、また、組合の管理者をさせていただいております。藤代でございます。</p> <p>この委員会の方ですね、なかなか顔が出せなくてですね。管理者何をやっているのか、という声もたくさんいただいておりまして、ようやくお伺いできて、私も大変嬉しく思っております。</p> <p>今日も実は直前まで本塙地区の方で対話会をやっておりまして、その関係で遅れてしまい申し訳ないなと思いながら、この場所に向かってまいりました。</p> <p>クリーンセンターですね。私の父も印西町役場時代から職員をやっていまして、この地域のところの駅前の複合施設あるかと思うのですけれども、あそこで昔働いていたのですよ。私が7歳の時に初めての職場見学をした場所があそこでして、その時もこの場所にあったのですよね。</p> <p>私にとっては、印西といえば、一つのシンボルになったのはこのクリーンセンターでもあります。</p> <p>その後、大人になって、今回市長選を目指すに対して、いろいろ勉強する中で、このクリーンセンターというのは、いろんな意味で、この街のシンボルなのだなってことがよく分かつてまいりました。</p> <p>当時、都市と自然の共存というようなコンセプト、これはアーバンというのですけど、1990年代ですかね、千葉ニュータウンの方では使われていたかと思いますけれども、まさにこの場所、地域からゴミを当時は下にトンネルがあったと言いますが、ごみを回収して、それを燃やして、そこで生まれた熱を抑えるプールであるとか、また街に返していくという、まさに、現代のエネルギー循環の先を行っているという。</p> <p>そういう取り組みを、このクリーンセンターが中心になるこの街で、行ってきたっていう、そんな話を勉強させていただいたところであります。</p> <p>ただやはり、町の中心部にクリーンセンターがあるというのは、いろいろな方が、いろいろなこと思われたのだと思うのですよね。そういう中で、クリーンセンターと、地域の住民の方との間に入って頂いて、しっかり大丈夫なのだと対応してくださるような、そんな役割は、まさに皆さんのかなと</p>

	<p>思いながら、今日はこの場所にお伺いさせていただいたところでございます。</p> <p>あと何年か経ちますと、吉田地区の方に、クリーンセンターの方が移っていきますけれども、皆さんと一緒に繋げてくださった市民との対話を通じたこの循環型の街づくりですかね。これは印西の大きな財産の一つだと思っておりますので、しっかりと新しいクリーンセンターにおいても、自然と調和というのを地域の方々、また、市民の方々と一緒に作って参りたいと、そのように思いながら、今まさに皆さんの顔を、拝見させていただいているところであります。</p> <p>なかなか取り決めがないところもございますけれども、簡単でございますが、私からの挨拶とさせていただきます。引き続きどうぞよろしくお願ひします。</p>
[議長]	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきまして、ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。</p>

[事務局] それでは、以上もちまして令和6年度第3回環境委員会を閉会いたします。
本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

令和7年 1月 21日

議長 山崎昌志



甲委員

伊藤 真



乙委員

